

No. **134**

印紙税法第五条別
表(一)の二十二号に
よる(1)の財団は収
入印紙の貼付を
必要としません

領 収 証

707マ株式会社

様

★

¥2,170,000

但 **寄附金**

年 **16.12.-3** 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

東京都新宿区市谷田町1-10保健会館新館

財団 家族計画国際協力財団

法人 理事長 **近 泰 男**

Hoken Kaikan Shinkan Bldg.
1-10 Ichigaya Tamachi
Shinjuku-ku, Tokyo 162-0843 Japan

Telephone: 81-3-3268-5875
Facsimile: 81-3-3235-9774
E-mail: resource@joicfp.or.jp

2004年12月6日

〒616-8125 京都市右京区太秦組石町10-1
プレマ株式会社
代表取締役 中川信男 様

(財)ジョイセフ(家族計画国際協力財団)
理事長 近 泰男



蚊取線香寄贈に対する御礼

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素より私共の国際協力活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は貴社より蚊取線香189,000巻をご寄贈頂き深く感謝申し上げます。ジョイセフのアフガン生活改善プロジェクトに有効に活用致します。ジョイセフが支援をしておりますアフガニスタン・ナンガハル州はマラリア症が地域住民の主な死亡原因のひとつであります。依って、ご寄贈頂きました蚊取線香は現地のマラリア予防活動のために有効に活用致します。

ジョイセフはアフガン復興支援に保健医療、母子保健、環境衛生、野菜作り、果樹・森林用苗木の育成、井戸掘り、ヤギや羊の配布、自立支援のマイクロクレジット供与などの活動で協力を行い、地域住民の生活向上を支援しております。今後とも私共の活動に対してご理解とご協力を賜りたく心よりお願い申し上げます。

敬具

所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 3 号及び
法人税法施行令第 7 7 条第 1 項第 3 号に掲げ
る特定公益増進法人であることの証明書

法人の名称 財団法人 家族計画国際協力財団

法人の主たる

事務所の所在地 東京都新宿区市谷田町 1 丁目 1 0 番地

代表者の氏名 会長 黒田 俊夫

法人の目的及び事業

この法人は、開発途上諸国の家族計画・母子保健に関する研究及び研究の助成並びに必要な援助を行い、以って関係地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行うものである。

- (1) 開発途上国の家族計画・母子保健に関する研究及び研究の助成
- (2) 国連人口基金・国際家族計画連盟との協力
- (3) 開発途上国の関係機関・民間団体との協力
- (4) 公的機関・団体による家族計画・母子保健援助事業への協力
- (5) 家族計画・母子保健専門家の派遣と研修員の受入れ
- (6) 会議・研究会の開催
- (7) 出版・広報活動
- (8) その他必要な事業

所得税法施行令第217条第1項
第3号及び法人税法施行令第77
条第1項第3号の認定年月日

平成15年9月17日

上記の法人は、所得税法施行令第217条第1項第3号ヨ及び法人税法施行令第77条第1項第3号ヨに掲げる公益の増進に著しく寄与する法人であることを証明する。

平成15年9月17日

外務大臣 川口 順子



厚生労働大臣 坂口 力

